（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十二　使用済燃料再処理機構

第九条の四に次の一号を加える。

百二十九　使用済燃料再処理機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十五　使用済燃料再処理機構

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の五及び第三十二条の六を削る。

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「第五十七条の三から第五十七条の五まで」を「第五十七条の四、第五十七条の五」に改める。

第三十九条の七十五から第三十九条の八十一までを次のように改める。

第三十九条の七十五から第三十九条の八十一まで　削除

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十五　使用済燃料再処理機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十　使用済燃料再処理機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百八　使用済燃料再処理機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百五　使用済燃料再処理機構

（組合等登記令の一部改正）

第七条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表商工会及び商工会連合会の項の次に次のように加える。

使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第八条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第五項中「附則第三十四条第六項」を「附則第三十四条第五項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第六項中「附則第三十四条第九項」を「附則第三十四条第八項」に改め、同条第七項中「附則第三十四条第七項」に改める。

附則第二十九条第四項中「、第六項及び第八項」を「及び第七項」に改め、「、改正法附則第四十八条第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に」を削り、「附則第四十八条第六項又は第八項」を「附則第四十八条第五項又は第七項」に改め、「、それぞれ」を削る。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十五　使用済燃料再処理機構

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、第五十七条の三（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）」を削り、同条第十三号中「、第六十八条の五十三（第二項及び第三項を除く。）」を削る。

第二章　経過措置

（旧資金管理法人による金銭その他の資産の引渡し等に係る事項）

第十一条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下この条において「旧法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条	第三条及び第六条から前条まで	第三条第三項及び第六条	資金管理業務（前条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の
第十一条第一項	資金管理業務の		
第十九条第三項	前二項	前項	
第十九条第四項	第一項及び第二項	第二項	

2　改正法附則第五条第二項の規定による引渡しがされた金銭その他の資産は、同条第六項第一号に掲げる使用済燃料（改正法の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による再処理等（旧法第二条第四項に規定する再処理等であって改正法による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。次条において「新法」という。）第二条第四項に規定する再処理等に該当するものをいう。）を適正に実施するための金銭が積み立てられていないものを除く。）及び改正法附則第五条第六項第二号に掲げる使用済燃料に係る拠出金として納付されたものとみなす。

3　改正法附則第五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。